

**令和8年度 こどもの権利及びこどもまんなか社会づくり
普及啓発事業業務委託に係る企画提案仕様書**

1 業務委託名

令和8年度 こどもの権利及びこどもまんなか社会づくり普及啓発事業業務委託

2 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務委託の目的

県では、沖縄の子どもや若者が、生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を目指して、令和7年3月に「沖縄県子ども・若者計画」を策定した。また、令和8年度中の「沖縄県子どもの権利条例（仮称）」の制定及び同条例に基づいて子どもの権利救済機関の設置・運営に向けて取り組んでいるところである。

上記を踏まえ、本事業では、こどもの権利、こどもまんなか社会及びこどもの権利条例について、県民及び社会全体の理解促進を図るための普及啓発を実施する。

4 委託業務内容

こどもの権利、こどもまんなか社会に関する県民理解及び社会全体の意識醸成、並びにこどもの権利条例及びこどもの権利救済に関する認知・理解促進等が図れる企画を提案すること。

なお、企画提案においては、以下の内容を含めること。

(1) 各種メディアを活用した普及啓発の実施

(2) イベント等の実施

以下に記載する2つのイベント等を実施する。なお、実施に当たり、ア～ケの事務を行うものとする。

① こどもの権利擁護に関するシンポジウム

・日程は県内小中高校の夏季休暇中の土日祝日に設定すること。（開催日時の決定は県と調整すること）

・一般県民を対象とし、100人以上の会場で開催すること。

・シンポジウム内容については、県と調整すること。

② こどもの権利保障に関する「こどもの権利週間」（11/17～11/23）におけるイベント等

ア 会場の借りに係る調整及び手続き等業務

- イ 会場設営、現場対応、撤去
 - ウ 来場者勧誘活動（チラシ、ポスター製作・配布、SNS 活用等）
 - エ イベントにおける案内表示等の作成やパンフレット等の配付
 - オ 行事運営等の全体総括（総括責任者、進行担当、受付担当、司会等の配置）
 - カ 緊急対応連絡体制の確立
 - キ アンケート調査の実施、結果とりまとめ及び報告
 - ク その他、本イベントに関して必要な事項
- (3) リーフレット、チラシ等広報・広告媒体の製作・配付
- 広報・広告媒体の配付数・配付先等については、受託決定後、県と協議の上、決定すること。
- ① こどもの権利リーフレット印刷・配布
 - <規格>
 - ・サイズ：A3（折り曲げて A4 で使用）
 - ・色：カラー
 - ・ページ数：A3 両面で 2P（折り曲げた場合は 4P）
 - ・部数：300,000 部程度

※令和 7 年度に作成したリーフレットを印刷・配布（配布先については調整）
 - ② こども・若者計画（やさしい版）印刷・配布
 - <規格>
 - ・サイズ：A2（折り曲げて A4 で使用）
 - ・色：カラー
 - ・ページ数：8P
 - ・部数：130,000 部程度

※令和 7 年度に作成したこども・若者計画（やさしい版）を印刷・配布（配布先については調整）
 - ③ こども・若者計画（概要版）印刷・配布
 - <規格>
 - ・サイズ：A4
 - ・色：カラー
 - ・ページ数：20P
 - ・部数：5,000 部程度

※令和 7 年度に作成したこども・若者計画（概要版）を印刷・配布（配布先については調整）
 - ④ こどもの権利擁護及び権利救済の普及に関するチラシ製作・配布
 - ア チラシの製作
 - ・サイズ：A4 サイズ（両面使用）

- ・色：カラー
 - ・部数：500,000 部程度
- ※配布先については県と調整

イ 携帯用チラシの製作

- ・サイズ：名刺サイズ（両面使用）
- ・色：カラー
- ・部数：500,000 部程度

※配布先については県と調整

ウ SNS 掲載用広告媒体の製作・掲載

- ・Instagram、X 等への掲載に対応できるデータの作成（アまたはイのデザインを媒体に併せて修正することで可）

(4) 県内の学校や関係機関を対象とした出張授業・研修の実施

県内の児童・生徒・学生や関係機関等を対象に、こどもの権利や、こどもまんなか社会、並びにこどもの権利条例、子どもの権利救済機関について理解を深めるための出張授業・研修を実施するとともに、参加者へのアンケートを実施する。アンケート内容については、県と協議の上、決定すること。

(5) 県民向けアンケートの実施

広報活動の効果検証のため、県民へのアンケートを実施すること。（WEB アンケートや、イベント会場でのアンケート等）

(6) 上記のほか、予算の範囲内で県民の理解につながる広報啓発等、独自の企画を提案することができる。

5 納品物及び報告書

- (1) 本業務の実施に係る資料、アンケート結果等（電子ファイル式）
- (2) 事業完了報告書（出力されたもの 10 部、電子ファイル式）
- (3) その他、全ての成果品
- (4) 納付先：沖縄県 こども未来部 こども若者政策課

6 費用の積算

積算の費目については、以下の内容で積算すること。

- (1) 直接人件費
 - ① 人件費
- (2) 直接経費
 - ① 旅費
 - ② 報償費（謝金等）

- ③ 印刷製本費
 - ④ 消耗品費
 - ⑤ 通信運搬費（郵便料等）
 - ⑥ 賃借料（会場借料等）
 - ⑦ 役務費
 - ⑧ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）
- (3) 再委託費
- (4) 一般管理費（上記(1)及び(2)の合計額から(3)を除いた、10%以内とする。）
- (5) 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する。）
- ※ 本委託業務に関する経費は 17,500,000 円（税込）の範囲内とする。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なることがある。
 - ※ 各積算費目の単価と内訳を記載すること。
 - ※ 本事業を実施するに当たっての一切の費用を積算すること。
 - ※ 人件費については、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な水準に設定すること。
 - ※ 契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書のなかでその内容がわかるように記載すること。
 - ※ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品（沖縄県財務規則第 153 条第 2 項第 3 号）については、賃借料の範囲（リース等）又は消耗品（沖縄県財務規則第 153 条第 2 項第 5 号）で対応するものとする。

◆沖縄県財務規則第 153 条第 1 項

- (2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が 10 万円以上のものをいう。
- (5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が 10 万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が 1 万円に満たないものをいう。

7 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 契約の主たる部分

ア 契約金額の 50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

① その他、簡易な業務

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

8 著作権等の帰属

(1) 本契約に基づく成果物の所有権は、沖縄県へ成果物の引き渡し完了したときに沖縄県に移転するものとする。

(2) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって沖縄県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(3) 当該業務委託により製作されたイラスト等の著作権・著作権は全て沖縄県に帰属するものとし、条例を啓発するに当たって、沖縄県が認めた者にも「3事業目的」に記載する目的の範囲で使用させることができるものとする。また、沖縄県は「3事業目的」に記載する目的の範囲において、契約期間を超えて成果物を使用することができるものとする。

(4) 本委託事業に当たり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

9 その他留意事項

(1) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約仕様書については、変更する場合がある。

(2) 受託者は、この仕様書に基づき、委託者と緊密に連携し、連絡を取り、その指示に

従うこと。この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については、委託者と受託者の双方で協議することとする。

- (3) 委託者から本業務の実施状況等に関する報告を求められた場合は、その都度報告すること。
- (4) 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる全ての経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。
- (5) 個人情報の収集、利用、管理については、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。
- (6) 受託者が第三者と協働、連携又は再委託（以下「連携等」という。）により業務の遂行を図るとき、当該第三者に生じる謝金及び交通費等は、受託者が責任をもって必要な精算等を行うこと。
- (7) 受託者と第三者が連携等により業務の遂行を図るとき、当該第三者以外の者に対して不法行為責任が生じた場合は、受託者が責任を持って処理すること。